資料１

高知県教育振興基本計画推進会議の趣旨、運営について

１．高知県教育振興基本計画推進会議について

教育基本法に基づいて県教育委員会が策定した高知県教育振興基本計画(※)（以下「計画」という。）に関する審議を行うため、「高知県教育振興基本計画推進会議要綱」に基づき設置するもの

○計画の進捗状況の点検、検証や、見直しに関する事項等について審議を行う
○県内教育関係者及び有識者 10 名程度で組織し、委員任期は２年間
・今期委員は９名で構成
・任期は令和８年 10 月１日～令和 10 年９月３０日

２．会議の回数、及び内容について

○年間２回（夏、冬)、１回あたり２時間程度で開催
※高知県教育振興基本計画の策定年度においては、上記に拠らない場合がある

○各会議の内容は以下を想定
【第１回会議の内容】
・計画の進捗状況の点検、検証について協議
・各委員の専門的なお立場からの話題提供や説明(希望があった場合のみ)　等
＜これまでのご発表事例＞
✓キャリア教育を軸とした学校経営（Ｒ７）
✓小学校低学年の読みの力を育成する教育モデル(MIM)を活用した取組(Ｒ８)

【第２回会議の内容】
・基本計画の進捗状況について協議
・次年度の年次改訂に向けて強化する施策の方向性について協議　等

（※）高知県教育振興基本計画

➢教育基本法第 17 条第２項に基づき、第３期教育大綱を踏まえ、高知県教育委員会が所管する施策の具体的な事業・取組等を定めたもの

➢現在の第４期計画の計画期間は令和６年４月～令和 10 年３月
※取組の進捗状況を踏まえ、内容は毎年更新

教育基本法　抜粋
（教育振興基本計画）
第１７条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。